

表3-4-2-7 底質の暫定除去基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	
	河川・湖沼	海 域
P C B	10mg/kg	10mg/kg
水 銀	25mg/kg	「底質の暫定除去基準」(昭和50年10月28日環境庁水質保全局長通知)に定める基準値に該当しないこと